

## 大分県農地中間管理事業等推進基金に係る基本的事項の公表

最終更新：令和5年6月26日

- 基金の名称  
大分県農地中間管理事業等推進基金

- 基金の額

### ① 農地中間管理機構事業に係る事業資金 (単位：円)

年度	内容	基金造成額	うち国費相当額
平成25年度	積立	266,288,000	266,288,000
平成26年度	取崩	▲ 38,292,000	▲ 38,292,000
	積立	201,282,000	201,282,000
平成27年度	運用益	639,776	639,776
	取崩	▲ 470,000	▲ 470,000
平成28年度	運用益等	1,574,971	1,574,971
	取崩	▲ 119,943,561	▲ 119,943,561
平成29年度	運用益	300,535	300,535
	取崩	▲ 116,405,816	▲ 116,405,816
平成30年度	運用益	108,704	108,704
	取崩	▲ 127,533,495	▲ 127,533,495
令和元年度	運用益	20,879	20,879
	取崩	▲ 67,603,989	▲ 67,603,989
計	運用益	33,996	33,996
		0	0

### ② 機構集積協力金交付事業に係る事業資金 (単位：円)

年度	内容	基金造成額	うち国費相当額
平成25年度	積立	304,860,000	304,860,000
平成26年度	取崩	▲ 45,836,800	▲ 45,836,800
	積立	622,806,000	622,806,000
平成27年度	運用益	675,491	675,491
	取崩	▲ 365,912,400	▲ 365,912,400
平成28年度	運用益	2,298,325	2,298,325
	取崩	▲ 134,314,600	▲ 134,314,600
平成29年度	運用益等	592,603	592,603
	取崩	▲ 46,495,900	▲ 46,495,900
平成30年度	運用益等	2,552,565	2,552,565
	取崩	▲ 45,118,600	▲ 45,118,600
令和元年度	運用益等	1,777,479	1,777,479
	取崩	▲ 87,370,532	▲ 87,370,532
令和2年度	運用益等	506,547	506,547
	取崩	▲ 52,206,729	▲ 52,206,729
令和3年度	運用益等	126,962	126,962
	取崩	▲ 113,798,727	▲ 113,798,727
令和4年度	運用益等	619,899	619,899
	取崩	▲ 21,144,949	▲ 21,144,949
計	積立	52,780,000	52,780,000
	運用益	487,664	487,664
		77,884,298	77,884,298

### ③ 農地台帳システム整備事業に係る事業資金 (単位：円)

年度	内容	基金造成額	うち国費相当額
平成25年度	積立	54,434,000	54,434,000
平成26年度	運用益	77,419	77,419
	取崩	▲ 42,162,120	▲ 42,162,120
平成27年度	運用益等	3,372,752	3,372,752
	返還	▲ 15,722,051	▲ 15,722,051
計		0	0

○ 基金事業等の概要

① 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を設置し、県において農用地利用配分計画の認可・公告等を行うとともに、機構において農地借受希望者の募集や農用地利用配分計画の策定、借受農地の管理など農地の借り受け、貸し付けに係る業務を実施する。

② 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び農地の出し手に対して協力金を交付する。

○ 基金事業等の終了時期

令和6年度（予定）

○ 基金事業等の目標

令和5年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の9割とする。

項目	平成24年度	令和5年度
大分県全耕地面積	57,200ha	51,400ha
うち担い手が利用する面積	21,960ha	46,200ha
担い手への農地集積率	38.4%	90%

○ 給付対象となる事務又は事業関係

① 農地中間管理機構事業

(ア) 採択に当たっての申請方法

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下、「実施要綱」という。）の第6の3の(1)参照

(イ) 申請期限

随時

(ウ) 審査基準

実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」等参照

(エ) 審査体制

担当部局において審査

② 機構集積協力金交付事業

(ア) 採択に当たっての申請方法

実施要綱の第6の3の(2)参照

(イ) 申請期限

随時

(ウ) 審査基準

実施要綱の別記3「機構集積協力金交付事業」等参照

(エ) 審査体制

担当部局において審査